

前橋市学校問題対策専門委員会設置条例の改正について（議案第 1 5 1 号）

教育支援課

1 改正の理由

いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査等における第三者性を確保するため、学校問題対策専門委員会を組織する委員の構成等を見直す。

2 主な内容

- (1) 委員の定数を 5 人以内（現行 1 0 人以内）とする。
- (2) 委員に任命することができる者から教育委員会事務局職員を除くとともに、その他調査審議に必要な知識及び経験を有する者を加える。
- (3) 委員長及び副委員長は、委員の互選により定めることとする。

3 施行期日

公布の日